

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

会員就業規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）がその設立の目的を達成するため、正会員の就業に関する事項を定めるものとする。

(努力義務)

第2条 センターは相互共助・共働団体であって、正会員は、互いの経験、能力、及び人格を尊重し、協力し合って正会員自身の創造性を発揮しながら働く機会を拓げ、自発的に働く意欲と希望、努力をすることにより健康と福祉を増進するとともに、センターの目的と発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 正会員は、その信条・社会的身分・門地・性別・信教・経歴などの理由で差別的取扱いを受けることはない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが一活して発注者から受けその交渉に当たるものとし、正会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接交渉の当事者とならない。

(仕事の割当て)

第5条 センターは、受注した仕事について、正会員の希望を配慮し、あらかじめ就業場所、就業時間、就業期間、仕事の内容等就業条件及び配分金などを明示し、本人合意の上割り当てるものとし、この決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、正会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

(就業時間)

第6条 就業時間は、正会員の健康保持のため、原則として一日8時間を上まわらないものとする。

(配分金)

第7条 センターは、就業した正会員に対し、別に定める規定により配分金を支払う。

(就業上の留意事項)

第8条 正会員は就業にあたり、相互に次の点に留意しなければならない。

- 1 センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- 2 第2条に定める目的を尊重してお互いに仲良く協力して働くこと。
- 3 やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前に届け出ること。
- 4 就業上知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- 5 正会員は総会・班会議・研修会等への出席が一年間皆無の場合、次年度の就業は、出来ないものとする。
- 6 センターの「安全就業基準」を守らないで、事故をした正会員は、安全就業義務違反で就業を停止、又は変更することができる。
- 7 就業にあたって、安全衛生の確保に万全の注意を払い、就業に危険がある場合は、就業を止めセンターに連絡して災害発生の防止に努めること。

### 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第9条 正会員が共同作業を必要とする場合は、就業に関する定めに加えて、次の点に留意すること。

- 1 就業正会員は、その中から世話人を互選する。世話人は就業正会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、正会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力すること。
- 2 就業正会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- 3 就業正会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること。
- 4 就業正会員が就業中けがをし、または病気にかかった時には、共同作業中の正会員は、直ちに世話人及びセンター又は発注者に連絡するなど、応急の処置を取るようにすること。

### 第4章 安全衛生

(センターの措置義務)

第10条 センターは、正会員の就業にあたり、その安全及び衛生の面で常に配慮し、業務災害の防止に努めるものとする。

(健康診査)

第11条 センターは、必要に応じ正会員の健康診査を行うものとする。

- 2 健康診査の結果、特に必要がある場合センターは、その正会員に対し就業を一定期間禁止し、または就業期間・職種の変更等をさせることができる。

## 第5章 傷害補償及び損害賠償

### (傷害補償)

第12条 センターは、正会員のために傷害保険に加入し、正会員は就業中などにおける死傷病については、「傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 被傷害正会員又は共同作業中の正会員は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこと。

### (損害賠償)

第13条 正会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財産に損害を与えたとき、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、免責額は正会員が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、正会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償については、正会員が負うものとする。

## 第6章 福利厚生措置

### (福利厚生措置)

第14条 センターは、正会員の健康と福祉並びにその生活感の充実のための福祉的措置を行うよう努めるものとする。

### 附 則

平成元年月7月1日 施行

平成19年4月1日 一部改正

平成20年11月12日 一部改正

平成23年2月16日 一部改正

### 附 則

1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

### (経過措置)

2 この規約の施行日の前日までに、解散前の社団法人廿日市市シルバー人材センター会員就業規約によりなされた手続その他の行為は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規約は、平成24年2月10日から施行する。

この規約は、平成25年9月5日から施行する。